(7) Time limit for tender; 15:00, 22 July 2019
(8) Contact point for the notice; Contract Section 1, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 765―1, Funaishikawa Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 080―9194―2487

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年５月17日
独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
千葉支部　契約担当役支部長　永野　朝子
◎調達機関番号　617　◎所在地番号　12
○第１号
１　調達内容
(1) 品目分類番号　13、16、26
(2) 購入件名及び数量　高度訓練センター訓練用機器（油圧実習システム　５式）の購入
(3) 調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
(4) 納入期限　令和２年２月28日
(5) 納入場所　入札説明書による。
(6) 入札方法
① 入札金額は、総価を記載すること。
② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和元・２・３年度における各省庁の競争参加資格（全省庁統一資格）の「関東・甲信越」において、「物品の製造」又は「物品の販売」で、営業品目が「一般・産業用機器類」、「精密機器類」又は「その他機器類」のいずれかで「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
(4) その他独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部契約担当役が別に定める資格を有することを証明した者であること。
３　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒263―0004 千葉県千葉市稲毛区六方町274　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部総務課経理係　電話043―422―4851
(2) 入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３の(1)において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から正午まで及び13時00分から16時00分までの間に交付する。
なお、電子メールにて入札説明書の送付を希望する場合は、件名、会社名、全省庁統一資格の業者コード（申請中の場合は記載不要）、担当者名及び電話番号を記入のうえ、chiba-keiri@jeed.or.jpあて送信すること。
(3) 入札書の受領期限　令和元年７月12日16時00分
(4) 開札の日時及び場所　令和元年７月24日10時30分　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部　会議室
４　その他
(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金　免除。
(3) 入札者に要求される事項　この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
(4) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(5) 契約書作成の要否　要。
(6) 落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者と決定する。
(7) 手続における交渉の有無　無。
(8) その他　詳細は入札説明書による。
５　Summary
(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Asako Nagano, Director of the Contract Division, Chiba Polytechnic Center, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers
(2) Classification of the Products to be procured: 13, 16, 26
(3) Nature and quantity of the products to be purchased: Hydraulic Training Systems, 5 sets
(4) Delivery period: As shown in the tender documentation
(5) Delivery place: As shown in the tender documentation
(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③ have Grade A, B or C "Manufacture" or "Sale" (manufacture or sale of kinds of "General Industrial Machines" or "Precision Machines" or "Other Machines") in terms of the qualification for participating in tenders specified by Single qualification for every ministry and agency (in fiscal year 2019―2021)
④ meet the qualification requirements which may be specified the Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers in charge of disbursement of the procuring entity
(7) Time limit for tender: 16:00, 12 July, 2019
(8) Contact point for the notice: The Contract Division, Accounting Department, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers, Chiba Polytechnic Center, 274 Roppo-cho, Inage-ku, Chiba-shi, Chiba 263―0004 Japan. TEL 043―422―4851

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年５月17日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行
常務執行役　小野寺敦子
◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13
１　調達内容
(1) 品目分類番号　71、27
(2) 競争に付する事項　当初証拠金規制により対応が求められる業務の委託
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書による。
(4) 履行期間　契約締結日から令和３年３月31日まで
(5) 履行場所　入札説明書による。
(6) 入札・開札の日時及び場所　令和元年６月20日午後１時00分　日本郵政グループ入札室
東京都千代田区大手町二丁目３番１号３階
２　競争参加資格
(1) 下記ア、イ、ウ、エ及びオに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
(ｱ) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(ｲ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
(ｳ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
(ｴ) 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
(ｵ) 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者
(ｶ) その他、会社に損害を与えた者